

1 経緯

核家族化や少子化、価値観の多様化やインターネット社会の進展等、社会環境・システムの変化に伴い、「子供たちの規範意識の低下」が懸念されており、本市においても例外ではない。

そのような背景を基に、平成30年度より完全実施される「特別の教科 道徳」に備え、市川市教育行政運営方針においても、「ルールやマナーなどの基本的な規範意識の醸成」を掲げ、心の教育の充実方策の検討を明言してきた。

2 基本的な方向性

- (1) 規範意識の高揚を推進するにあたり、道徳教育を中心に教育活動全体を通じて実施する。
- (2) 「児童生徒への啓発」「家庭協力」「将来的に継続される効果」の視点を大切にす
- (3) 学校の多忙化に配慮して市教委が中心に立案するとともに、学校の裁量権を尊重する。

3 具体的取組み

(1) 市内全校一斉のあいさつ運動キャンペーンの実施（11月の一ヶ月間）

＝まずは市内で統一した取組みとして、挨拶の奨励を学校毎に行う＝

(2) 市内共通の指針「いちかわ宣言」（仮称）の策定・周知

＝方向性の明示をボトムアップで作成し、市全体での重点を周知する＝

- ・指針（宣言）を載せたポスターやファイルなどを作成し、児童生徒・家庭・地域に配布する。（平成29年4月）
- ・毎年、小学校入学の児童には、ファイルを配付し周知を図っていく。

(3) 児童生徒向けチェックシートの実施・保護者への啓発資料の配付

＝児童生徒には意識化のきっかけとして、(2)の市内共通の指針に基づいた市教委作成のチェックシートを全校で実施する＝（平成29年度）

＝家庭の協力を得ることを目的に、市教委作成の啓発資料を全家庭に配付する＝（平成29年度以降）

(4) 道徳教育の推進

＝規範意識の継続・定着は日頃の道徳教育の充実が不可欠である。各校の指導の充実を図る＝

- ・市独自の道徳教育の教材を作製し、全校配付する。
- ・「道徳の教科化への準備」や「規範意識の育成」を重点的に推進する。
企画運営リーダー研修会（平成28年度実施）
道徳教育推進教師研修会（平成29年度新設予定）

4 取組みの検証

＝次の2つの調査を指標とする。＝

- ・学校評価及び、市川の学校教育三ヵ年計画（2 豊かな心「共通項目」）
- ・市川市教育振興基本計画（1－1－1人と関わる力を身に付ける活動の充実）